

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する
実現可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

本業務委託は、環境事業センターでの廃棄物発電を貴重な地域資源と捉え、当該施設の発電電力を本市EV車等に給電する仕組み（以下、「事業スキーム」という。）の実効性・事業採算性を明らかにすることにより、本市の脱炭素への取組みを加速させ、併せて災害時のレジリエンス強化に資する可能性がある本事業スキームを実現可能性のある事業として展開させていくことを目的とする。

2 事業者選定の方式について

公募型プロポーザル方式にて事業者選定を行う。事業者選定に当たっては、別紙「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する実現可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、プロポーザルへの参加者が本市に提出した企画提案書、見積書、並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、事業候補者を決定する。その後事業候補者と協議の上、契約を締結して、事業を推進する。

なお、この事業は国（環境省）の補助事業「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に採択されることを前提として、実施するものであり、不採択となった場合は実施しない。

3 事業の内容

事業内容の詳細は、別紙「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実現可能性調査業務委託仕様書」のとおりとする。

4 業者選定のスケジュール

日時	内容	備考
8月17日（火）	公募公告開始	実施要領、審査要領、仕様書及び参加表明書等様式をホームページで公表
8月26日（木）	質問書の提出期限	eメールのみ 正午必着
9月6日（月）	質問書に対する回答	eメールにて 15:00頃（予定）
9月10日（金）	参加受付期限	持参又は郵送 17:00必着
9月15日（水） （予定）	審査会（提案者選定） ※3日後を目安に要請通知又は非選定通知を発送	1次審査（要件審査）持参又は郵送 17:00必着
9月末～10月上旬	※補助事業の交付決定 （不採択の場合は別途通知し、プロポーザルは実施しない。）	
10月11日 （月）	企画提案書 提出期限	平塚市環境政策課に企画提案書8部を郵送又は持参
10月20日 （水）（予定）	プレゼンテーション及び審査会（提案者特定）	2次審査
10月下旬（予定）	審査結果の通知・公表	郵送による
11月上旬（予定）	契約	

5 参加資格要件

本プロポーザル方式の参加者は、公告日を基準とし、次に掲げる資格要件を満たす者でなければならない。

なお、参加者は、受託事業者として特定されるまでの間に、本項に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格要件を失うものとする。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、上記（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

6 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、その者を失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の提案者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。

7 説明会について

説明会は実施しない。事業に対する質問などは、次の「8 質問について」を参照すること。

8 質問について

質問は、eメール（様式任意）により次のとおり受け付けることとする。この他の方法では、事業に関する質問は受け付けない。

なお、全ての質問について、質問を提出した全ての事業者にeメールで回答する。

- (1) 提出期間 8月17日（火）～8月26日（木）正午必着
- (2) 提出方法 eメールのみ（質問の到着確認は、電話にて連絡してください）
- (3) 提出先 要領末尾に記載の担当課へ提出
- (4) 回答期日 9月6日（月）15：00頃（予定）

9 応募方法等について

(1) 参加表明について

本公募に参加する場合は、次のとおりプロポーザル提案参加表明書（第1号様式）の提出を行うこと。

- ア 提出期間 8月17日（火）～9月10日（金）17：00必着
- イ 提出方法 持参又は郵送

- ウ 提出先 要領末尾に記載の担当課へ提出
- エ 提出部数 1部（会社の概要が分かるものを1部添付すること。）
- オ 作成方法 市ホームページから様式をダウンロードし、作成すること

(2) 企画提案書等の提出について

参加表明書の提出を行った団体のうち、企画提案の候補となった事業者は、次のとおり企画提案書提出届（第7号様式）に企画提案書及び見積書等を添付し、提出すること。

- ア 提出期間 10月1日（金）～10月11日（月）17：00必着
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出先 要領末尾に記載の担当課へ提出
- エ 提出部数 各8部
- オ 作成方法

次の書式に従うこと

(ア) 企画提案書は、A4又はA3サイズの内紙で作成し、様式は市の書式に準じ、任意とする。

(イ) 企画提案書を提出した後、内容の変更等が生じた場合は、遅滞なく、書類提出先に報告しなければならない。

カ 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実現可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という。）」の別紙として掲載した審査項目及び評価内容に対応した記載とすること。

キ 提案限度額

本業務の費用合計は、税込価格625万円以内とする。見積りは、内訳を詳細に記載すること。

ク 参考資料

会社の概要がわかるものを参考資料として各1部添付すること。

10 選考方法等

(1) 1次審査

参加表明書及びその添付書類により要件審査を行い、要件を満たす者が、次の「(2) 2次審査」に必要な書類を提出できるものとする。なお、1次審査の結果は、9月16日（木）以降に書面にて通知する。

(2) 2次審査

企画提案書・見積書を提出した者に対して、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 期日 10月20日（水）予定

イ 方法 持ち時間を30分とし、内容説明20分以内、質疑10分程度とする。

(3) 審査方法及び審査項目について

審査要領のとおり

11 審査結果について

10月下旬に審査結果を公表し、参加者へ書面を郵送する。

12 契約について

審査要領に基づき優先交渉権者を特定し、協議の上、契約する。

13 その他

(1) 本件プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 本件プロポーザルへの参加にあたっては、グリーン購入及び環境配慮に努めること。

(3) 提出書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。

- (4) 市は、提出された書類を、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用することはない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日 条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 事業者は、本委託業務に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (8) 本事業は、国の「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に採択されなかった場合は、実施しないので、その点を留意すること。

1.4 事務担当課、書類等の提出先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市環境部環境政策課

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電話：0463-21-9762（環境政策課直通）